



佐賀県公報

平成19年
12月17日
(月曜日)
第 12995号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(六七四・長寿社会課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(六七五・	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(六七六・	二
○特定第二号漁業者の同意の適合	(六七七・生産者支援課)	三
公 告		
○大規模小売店舗の新設に係る意見	(商 工 課)	三
○大規模小売店舗の変更に係る意見	(四
○	(四
○建設業の営業停止処分	(建設・技術課)	五
○建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更	(建築住宅課)	五
労働委員会事項		
○労働関係調整法に基づくあつせん員候補者の氏名、履歴等	(公 告)	五

○ 告 示

◎佐賀県告示第六百七十四号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 佐賀県医療生活協同組合

所在地 佐賀市神野東四丁目十番五号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 医療生協デイサービスやまもと

所在地 唐津市山本千三百九十八番地一

サービスの種類 通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社創明プロジェクト

所在地 唐津市町田二千四百四十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 ぽつかばか・ハートケア鳥栖

所在地 鳥栖市儀徳町二千六百三番地一

サービスの種類 通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人敬愛会

所在地 佐賀市三瀬村三瀬三十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 デイサービスセンターたけお

所在地 武雄市朝日町大字甘久四千二百六十九番地二十八

サービスの種類 通所介護

四 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人敬愛会

所在地 佐賀市三瀬村三瀬三十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 社会福祉法人敬愛会介護付有料老人ホームシニアケアたけお

所在地 武雄市朝日町大字甘久四千二百六十九番地二十八

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

五 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人なるお内科小児科

所在地 三養基郡基山町けやき台一丁目二十三番地七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人なるお内科小児科けやき台デイサービス

所在地 三養基郡基山町けやき台一丁目三十三番地八

サービスの種類 通所介護

●佐賀県告示第六百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定
居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十九年十二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト

所在地 唐津市町田二千百四十番地一

三 事業所の名称及び所在地

名称 ぽつかばか・ハートケア鳥栖

所在地 鳥栖市儀徳町二千六百三番地一

●佐賀県告示第六百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定
介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 佐賀県医療生活協同組合

所在地 佐賀市神野東四丁目十番五号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療生協デイサービスやまもと

所在地 唐津市山本千三百九十八番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト

所在地 唐津市町田二千百四十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ぽつかばか・ハートケア鳥栖

所在地 鳥栖市儀徳町二千六百三番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人敬愛会

所在地 佐賀市三瀬村三瀬三十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンターたけお

所在地 武雄市朝日町大字甘久四千二百六十九番地二十八

サービスの種類 介護予防通所介護

四 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 社会福祉法人敬愛会

所在地 佐賀市三瀬村三瀬三十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 社会福祉法人敬愛会介護付有料老人ホームシニアケアたけお

所在地 武雄市朝日町大字甘久四千二百六十九番地二十八

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

(一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人なるお内科小児科

所在地 三養基郡基山町けやき台一丁目二十三番地七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人なるお内科小児科けやき台デイサービス

所在地 三養基郡基山町けやき台一丁目三十三番地八

サービスの種類 介護予防通所介護

◎佐賀県告示第六百七十七号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があつた旨の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

区域	区分
鎮西町第四	主として一本釣り漁業
大浦浜	主として一そごち網漁業
”	小型機船底びき網漁業(えび漕漁業)

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、神埼市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年12月17日 佐賀県知事 古川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 コメリH&G佐賀神埼店・フアミリーパーク神埼本告牟田店
 神埼市神埼町本告牟田737番地5外
- 2 届出の内容
 大規模小売店舗の新設
- 3 意見の概要

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要
 ア 市町名 神埼市

- イ 法第4条「指針」に係る意見
 意見なし
- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要
 意見書の提出なし

- 4 意見書の縦覧
- (1) 縦覧場所
 佐賀県農林水産商工本部商工課
- (2) 縦覧期間
 平成19年12月17日から

平成20年1月16日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年12月17日

佐賀県知事 古川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
モラージュ佐賀

佐賀市巨勢町牛島二本松749番2外

- 2 届出の内容

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

- 3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

- 4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年12月17日から

平成20年1月16日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年12月17日

佐賀県知事 古川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エヌプラッツ

佐賀市白山二丁目7番1号

- 2 届出の内容

大規模小売店舗内の店舗面積の合計の減少

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

- 3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見

—

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

- 4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年12月17日から
平成20年 1月16日まで

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月17日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 処分をした年月日 平成19年12月12日
 - 2 処分を受けた者の商号 株式会社アベック
 - 3 主たる営業所の所在地 佐賀県佐賀市新中町11番18号
 - 4 代表者の氏名 伊藤 常文
 - 5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可 (特一18) 第5632号
 - 6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止
- (1) 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

(注1) 「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工事として請け負った工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注者であるもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成19年12月19日から平成19年12月25日までの7日間

7 処分の原因となった事実

株式会社アベックは、民間発注の医療機関の入院棟新築工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者との下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第3項 (同条第1項第6号該当) に該当すると認められる。

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定をした道路について、建築基準法施行細則 (昭和36年佐賀県規則第14号) 第12条の規定により、次のとおり変更を承認した。

平成19年12月17日

佐賀県知事 古 川 康

指 定 番 号	第15号	
指 定 年 月 日	昭和56年3月31日	
変 更 番 号	変-1	
変 更 年 月 日	平成19年12月4日	
位 置 指 定	鳥栖市藤木町字切ノ口967番8	
幅 員 (メートル)	5.0	
延 長 (メートル)	変 更 後	19.18
	変 更 前	34.7

指定変更に係る図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 労働委員会事項

労働関係調整法 (昭和21年法律第25号) 第10条の規定に基づき佐賀県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閥歴等は、次のとおりである。

平成19年12月17日

佐賀県労働委員会

会長 安藤高行

氏名	委嘱年月日	現職	前歴
安藤 高行	平2. 9. 12	九州国際大学大学院法学研究科教授 佐賀県労働委員会会長	九州大学大学院法学研究院教授
前田 和馬	平10. 9. 14	弁護士 佐賀県労働委員会会長代理	佐賀県弁護士会会長 弁護士
富吉賢太郎	平16. 9. 14	佐賀新聞社論説委員長 佐賀県労働委員会委員	佐賀新聞社唐津支社長
井上 亜紀	平15. 8. 6	佐賀大学経済学部准教授 佐賀県労働委員会委員	佐賀大学経済学部講師
福島 和代	平18. 9. 14	弁護士 佐賀県労働委員会委員	弁護士
卜部 章介	平17. 8. 3	電機連合戸上電機労働組合執行委員長 佐賀県労働委員会委員	電機連合戸上電機労働組合書記長
武重信一郎	平15. 5. 21	連合佐賀会長・新九州電力労働組合佐賀支部執行委員長 佐賀県労働委員会委員	新九州電力労働組合佐賀支部副執行委員長
次村 泰典	平6. 10. 5	名村造船労働組合執行委員長 佐賀県労働委員会委員	名村造船労働組合書記長
相川 司	平18. 10. 4	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長 佐賀県労働委員会委員	NTT労働組合佐賀支部長
岩田 和己	平18. 3. 1	全国一般労働組合佐賀地方本部書記長 佐賀県労働委員会委員	全国一般労働組下山崎石油分会委員長
青山 祐二	平元. 9. 20	佐賀県経営者協会専務理事 佐賀県労働委員会委員	佐賀県経営者協会常務理事
鶴田 徹	平10. 9. 14	昭和自動車株式会社常務執行役員自動車事業本部副部长兼貸切事業 本部長・佐賀県労働委員会委員	昭和自動車株式会社取締役自動車事業本部 副部长兼貸切事業本部長
貞崎 泰裕	平11. 2. 3	株式会社戸上電機製作所取締役管理本部長兼総合企画部長 佐賀県労働委員会委員	株式会社戸上電機製作所管理部長

内田 秀樹	平19. 9. 5	株式会社S U M C O九州事業所総務部長 佐賀県労働委員会委員	三菱住友シリコン(株)九州事業所 担当部長
福田 綱吉	平15. 12. 3	株式会社名村造船所総務部長 佐賀県労働委員会委員	株式会社名村造船所総務部総務人事グループリーダー
石田 解雄	平14. 6. 5	U I ゼンゼン同盟佐賀県支部支部長	ゼンゼン同盟佐賀県支部支部長
原 憲一	平17. 12. 7	全国一般労働組合佐賀地方本部執行委員長	全国一般労働組合佐賀地方本部執行委員長代行
青柳 直	平18. 10. 4	運輸労連佐賀県連執行委員長	運輸労連佐賀県連書記長
橋村 稔	平6. 10. 5	祐徳自動車株式会社常勤監査役	祐徳自動車株式会社常務取締役
熊谷 勲	平16. 11. 4	松尾建設株式会社常務取締役管理本部長	松尾建設株式会社取締役管理本部長
馬場迫 博	平19. 9. 5	九州電力株式会社執行役員佐賀支店長	九州電力株式会社総務部長
副島 嘉弘	平19. 9. 5	王子板紙株式会社佐賀工場事務部長兼安全衛生管理室長	王子チヨダコナー株式会社本社企画管理部担当部長兼海外担当上席主幹
福母 祐二	平17. 9. 7	佐賀県経営者協会事務局長	佐賀県経営者協会事務局長
松信 徹博	平17. 4. 6	佐賀県労働委員会事務局長	佐賀県経営支援本部総務法制課長
原崎 淳子	平16. 4. 7	佐賀県労働委員会事務局総務調整課長	佐賀県農林水産商工本部労働課長
一ノ瀬健次	平18. 4. 5	佐賀県農林水産商工本部雇用労働課長	佐賀県海区漁業調整委員会事務局長

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年十二月十七日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

